

広島県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和四年三月十七日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中領家庄原線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧	の別			
八・二〇〇 六・三〇〇	八・二〇〇 二・二〇〇				
六三三・四三〇	六三三・四三〇				
拡張					
庄原市宮内町字永宗山五四八番一地从先から 庄原市東本町二丁目一九七七番一地从先まで					